

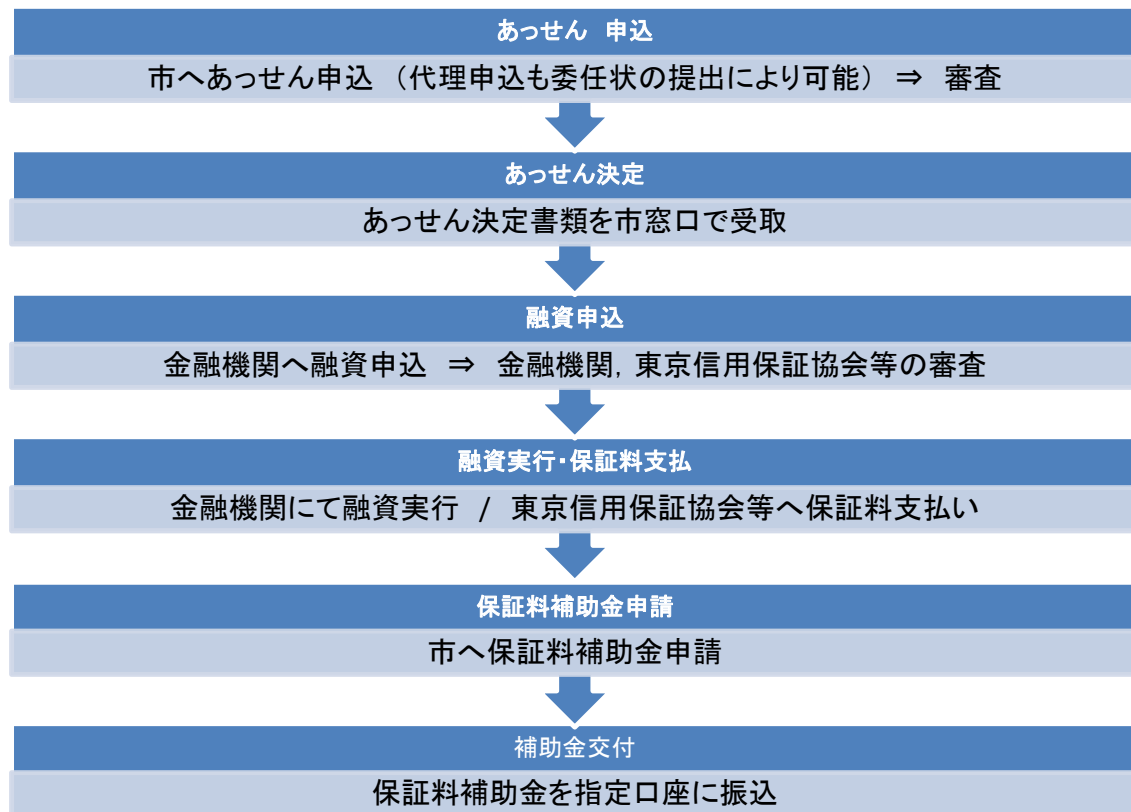
国分寺市

小口事業資金融資（小口零細）あっせん制度のご案内

この制度は、市内の事業者の方の事業育成と振興を図るために、必要とする事業資金を有利な条件で利用できるよう設けられた低利の事業資金融資あっせん制度です。

市と契約している取扱特定金融機関に融資のあっせんを行い、融資の実行後は利息の一部を負担（利子補給）し、東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会にお支払いになる信用保証料の2分の1を申請により補助します。なお、創業資金の方は信用保証料の全額を補助します。

お申し込みの流れ



- ・お申込みから融資実行まで1か月前後、場合によりそれ以上の期間を要します。
- ・市のあつせん決定後、金融機関・保証協会等の審査により却下または減額になる場合もあります。
- ・東京信用保証協会は信用保証協会法、東京都農業信用基金協会は農業信用保証保険法に基づく公的機関です。

-お申し込み・お問い合わせ-

国分寺市役所 市民生活部 経済課 経済振興係

電話 042-312-8613

（窓口受付時間 8時30分-12時 13時-17時）

【資金の種類】

運転資金

→ 経営上必要な商品・原材料の仕入れ、買掛金の決済、給与支払い等のために要する資金

設備資金

→ 経営上必要な事業所の増改築、設備の設置、機械類の購入等のために要する資金

運転・設備併用

→ 上記を参照

創業資金

→ 創業前または創業後1年未満に要する運転、設備資金

【申込要件】

運転資金

→ 市内または隣接市(※)に引き続き1年以上住所を有し、市内において同一事業を引き続き1年以上営んでいる方

→ 市内に引き続き1年以上住所を有し、隣接市(※)において同一事業を引き続き1年以上営んでいる方

設備資金

→ 市内または隣接市(※)に引き続き1年以上住所を有し、市内において同一事業を引き続き1年以上営んでいる方

創業資金

→ 市内において事業を営む予定の方及び開業後1年未満の方

※ 隣接市とは立川市、府中市、小金井市、小平市、国立市です。

【その他の要件】

●いずれも常時使用する従業員数が20人以下(商業またはサービス業の場合は10人以下)の事業者が対象となります。

●東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の保証対象業種であることが要件となります。

●東京信用保証協会もしくは東京都農業信用基金協会の保証が必要です。

●市税を完納していることが必要です。

●本融資を受けていないこと、もしくはその保証人になっていないこと、又は他市における類似制度による融資を受けていないことが必要です。＊現在返済中の方は完済後のご利用となります。

【お申込み資金限度額】

運転資金	➡	500万円
設備資金	➡	600万円
運転・設備併用	➡	700万円 (ただし、それぞれの限度額内)
創業資金	➡	500万円 (ただし、創業前は500万円を上限とした自己資金が限度額)

【利率】

全体利率1.975%のうち、ご本人の負担は0.2%です。残りの1.775%を市で負担します。

【返済期間】

200万円までは36ヶ月以内、200万円を超えるものについては72ヶ月以内の返済となります。(ただし、据置期間として2ヶ月まで延長することができます。)

【信用保証料補助】

信用保証協会等にお支払いになる信用保証料の2分の1を申請により補助します。創業資金を利用の方は、信用保証料の全額を補助します。

【ご注意ください】

- ・代理申込の場合は委任状(市様式)の提出が必要です。
- ・生活資金、借換資金、納税資金は対象となりません。
- ・金融機関で融資が実行されるまで、借入用途に記載している資金を支払い先に支払うことはできません。
- ・融資実行後に氏名、住所、代表者、返済期間等の変更や、事業の廃止等の重要な異動があった場合は直ちに市にお知らせください。申込要件を満たさなくなるような変更の場合、あっせんの取消し、利子補給の終了や返還等が生じる場合があります。

【取扱特定金融機関一覧表】

特定金融機関名	支店名	住 所	電話番号
多摩信用金庫	国分寺	本町 3-11-12	321-4141
	西国分寺	泉町 3-17-10	326-1511
	国分寺南口	南町 3-19-8	322-9111
	恋ヶ窪	戸倉 1-3-4	328-3011
	栄町	立川市栄町2-66-1	536-9711
	国立	国立市中1-9-52	574-1111
きらぼし銀行	西国分寺	府中市寿町1-1	335-3136
	小平	東村山市栄町2-20-1	394-3722
山梨中央銀行	国分寺	西恋ヶ窪 1-36-34	324-3750
西武信用金庫	西国分寺	日吉町 3-24-40	575-5811
みずほ銀行	小金井	小金井市本町5-13-3	381-0220
	国分寺	南町3-17-3	324-2211
三菱UFJ銀行	国分寺駅前	本町 3-10-20	321-0345
三井住友銀行	国分寺	南町3-20-3 セレオ国分寺7F	325-8164
青梅信用金庫	小平	小平市美園町1-15-1	345-3411
東京むさし農業協同組合	国分寺	東恋ヶ窪 4-23-8	324-2111
大東京信用組合	立川	立川市高松町2-11-24	524-6681
	府中	府中市宮町1-33-11	363-7511

【提出書類について】

	共 通			設 備			創 業
	融資 申込書	住民票 (原本) ※1	市税完納証明書 (原本) ※2	※3 見積書	※3 カタログ	※3 図面	事業計画書
運転資金	●	●	●				
設備資金	●	●	●	●	●	●	
創業資金	●	●	●	(●)	(●)	(●)	●

※1 住民票は本籍続柄あり、世帯全部です。

※2 市外在住者は在住市の納税証明書となります。非課税の場合は非課税証明書をご提出ください。

※3 設備資金(創業の設備資金も含む)には見積書、カタログ、また工事を伴う店舗改修等の場合は図面も添付してください(コピー可)。

- 代理申込の場合は委任状(市様式)が必要です。
代理人は本人を確認できる書類(運転免許証、社員証等)をお持ちください。
- 添付書類については、3か月以内に発行されたものをご提出ください。
- お申込みの内容によっては、別途書類が必要となる場合があります。